

URBAN NEWS

FEATURE 経審の加点項目「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」とは？



令和8年7月1日以降に申請する経営事項審査から、「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言の有無が、新たに経審の加点項目となりました。この制度は、建設技能者の処遇改善や育成に積極的に取り組む企業が、その取組を自ら宣言するものです。

経審上は、要件を満たした場合、社会性等、いわゆるW点において5点の加点対象となります。

建設業界では、技能者の高齢化、人手不足、若年層の入職減少、長時間労働、休日確保の難しさなどが長年の課題であり、処遇改善に取り組む会社が発注者・元請・下請・求職者から適切に評価される仕組みを作ることを目的としています。

WHY なぜ加点項目になったのか

今回、自主宣言制度が経審の加点項目となった背景には、建設業界全体の担い手の確保という課題があります。

建設業は、社会インフラの整備や災害復旧など、国民生活を支える重要な役割を担っています。一方で、建設技能者の減少や高齢化が進んでおり、将来にわたって建設業がその役割を果たし続けるためには、技能者が安心して働き続けられる環境づくりが不可欠です。

そのため、国は、労務費の確保、適正な賃金支払、CCUSの活用、週休2日制、技能レベルに応じた処遇改善など、技能者を大切にする企業の取組を評価する方向に進んでいます。

つまり、今回の加点は、単なる制度改正ではなく、これからの建設業経営において「人を大切にする会社」が評価される流れの一つといえます。

INFO 今回のテーマのまとめ

項目	主なポイント
① 決算日までに申請が必要	自主宣言制度の加点を受けるためには、審査基準日が宣言日以降である必要があります。 経審の審査基準日は、通常、会社の決算日です。そのため、経審の申請日ではなく、決算日までに自主宣言をしているかどうか重要です。 申請直前に慌てて対応しても、その期の加点に間に合わない可能性があります。
② 元請・下請などの立場を重複して宣言できない	自主宣言は、元請事業者、下請事業者、発注者の立場で行うことができます。 ただし、複数の立場で重複して宣言することはできません。 自社の主な事業内容、受注形態、経審での実態を踏まえ、どの立場で宣言するのが適切かを確認する必要があります。 なお、元請事業者・下請事業者いずれの立場の宣言でも、経審上は加点対象となります。（発注者の立場では加点されません。）
③ 経審申請時には宣言書と誓約書の提出が必要	自主宣言を行っただけで、自動的に経審で加点されるわけではありません。 経審申請時には、自主宣言制度において宣言していることを証する書面、いわゆる宣言書の写しと、誓約書の提出が必要となります。 また、具体的な提出書類や様式の取扱いは、審査行政庁によって確認が必要です。 自主宣言をした後は、経審用の添付書類として何を準備すべきか、事前に整理しておきましょう。